

# 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部改正のお知らせ及び 改正労働安全衛生法説明会の開催について

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）につきましては、令和7年5月14日に公布され、令和8年1月1日以降に隨時施行されることとされておりましたため下記によりお知らせいたします。

また、今般、厚生労働省より、個人事業主等を含む多様な就業形態における安全衛生対策の一層の推進を図る目的とする当該法律の施行に向け、全国13都市及びオンラインにて説明会を開催する旨、通知がありました。

今般の労働安全衛生法の改正には、現行法ではストレスチェックは労働者50人以上の事業場に義務付けられている（50人未満は努力義務）ところ、これを全ての事業場に義務化とする※点も含まれております。

※50人未満の事業場の負担等に配慮し、十分な準備期間を設ける（施行期日は公布後3年以内に政令で定める日とする）とされております。

## ○ 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/aznen/an-eihou/index\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/aznen/an-eihou/index_00001.html)

## ○ 個人事業者等の安全衛生対策について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/aznen/anzeneisei03\\_00004.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/aznen/anzeneisei03_00004.html)

## ○ 改正労働安全衛生法説明会

参加申込ページ

[https://mhlw-anzen-eisei-r7.peatix.com/events/?utm\\_source=letter](https://mhlw-anzen-eisei-r7.peatix.com/events/?utm_source=letter)

開催案内リーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/001595513.pdf>